

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり						
(2)子どもの健全育成						
①質の高い教育・保育環境整備充実						
1	乳幼児期の教育・保育と保育内容の充実	子ども子育て課 学校教育課	自然体験や地域の人のふれあい体験などの様々な体験機会を積極的に取り入れることで、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、道徳性や感性、創造性など、豊かな人間性を育む保育内容の充実を図ります。	◎	地域のの人などのふれあい体験の充実	園を超えた横のつながりの創出や、食育に取り組む 地元の講師を招聘し自然体験を継続して実施。
2	職員の資質向上	子ども子育て課 学校教育課	子どもたちの多様な成長に沿って、子どもたちの生きる力を育むため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、研修を充実させ、教職員の資質向上を図ります。	○	オンライン研修受講の環境の充実	教育セミナーをオンラインでの実施や専門家による保育施設の巡回訪問の実施。
3	認定こども園の普及促進	子ども子育て課 学校教育課	幼稚園及び保育所において、認定こども園への整備を推進し、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。	○	認定こども園の周知、浸透、保育士の確保	詳細設計等、開園に向け具体的に事業を進める。
4	幼稚園及び保育所等と学校の連携	子ども子育て課 学校教育課	子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、また教育へのスムーズな接続を図るため、幼稚園及び保育所等と学校の交流を進め、接続期における教育内容・方法の共有化や連携、相互理解の促進等を図ります。	○	情報連携を取りやすい関係の構築	継続して実施
5	保育所ネットワークの確立	子ども子育て課	保育所や認定こども園間の保育・子育て情報の共有化を図り、親への情報提供や適正な保育サービスが受けられるよう、保育ネットワークを確立させます。	○	迅速な情報共有体制の整備	継続して実施
6	認可外保育施設との連携	子ども子育て課	利用者のニーズに合った多様な保育サービスを提供できるよう、認可外保育施設との連携を図ることで、本市の保育サービスの水準を向上させます。	○	継続的な連携の実施	引き続き機会を捉えて連携を図る。
7	休日保育事業の検討	子ども子育て課	保護者の就労、疾病などにより休日において家庭で保育が困難となる場合、子どもを一時的に預かる休日保育事業の実施を検討します。	○	保育ニーズの把握及び保育士の確保	継続して実施
8	保育料の軽減	子ども子育て課	ひょうご保育料軽減制度の活用など、保育料の軽減を図ります。	○		継続して実施
②放課後の居場所づくり						
9	新・放課後子ども総合プランの推進	子ども子育て課 生涯学習課	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。また運営委員会を設置し、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。	○	放課後児童クラブ、子ども教室ともに利用を希望する児童が多く、その受入枠の拡充が課題となっている。	行動計画に従って放課後の環境づくりを計画的に進めていく。
10	放課後子ども教室 土曜チャレンジ学習	生涯学習課	放課後や週末の小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことができる居場所づくりを推進します。家庭や学校、地域と連携を図り、各地域の実情を鑑み、子どもたちにとってより効果の高い放課後のあり方について検討していきます。	○	外部からの講師を招き、多種多様な体験を行うなどの内容の充実を図るとともに、児童クラブとの連携も考えていかなければならない。	各教室の運営に気を配りながら、児童クラブとの連携方法についても検討していく。
11	施設整備	子ども子育て課 生涯学習課	子どもが安全にのびのびと過ごせる環境づくりに向け、施設・設備を充実させます。また、既存の施設を活用し、事業の拡大を図ります。	○	施設の老朽化が進んでいるため、改修計画の作成が必要である。	老朽化、安全性及び利用者への影響等を考慮し、引き続き建物及び付属設備の改修を実施していく。
③体験・交流活動の推進						
12	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	生涯学習課	子育てに関する相談・指導、情報提供、親子活動、育児サークルの育成・支援など、総合的な子育て支援を行います。他の関係機関との連携を図り、地域の子育て支援の拠点として事業を実施します。	○	父親と母親が協力して子どもを育てていくため、父親の育児参加の取組を推進し、共に子育てを行う意識の高揚を図る必要がある。	男性が参加しやすいプログラムを考え、父親の育児参加を促す。
13	まちの子育てひろば事業	子ども子育て課	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通じて仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保したりします。	○	地域の中で活動するひろば等の状況把握。	継続して実施
14	児童センター(児童館)	子ども子育て課	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子ども遊びや文化活動等の活動内容の充実と努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対する支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。	○	地域活動に対する支援	継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
15	生涯学習課	子どもたちが自然のすばらしさや大切さを学んだり、地域の文化を尊重し、継承していくことができたりするよう、自然や文化等にふれあう活動の充実をめざす。	・すもとっ子野外活動教室「自然体験集会」を実施し、自然にふれあう活動を実施した。	○	子どもたちの学びにつながるよう、内容を充実していく必要がある。	子どもたちのニーズの把握に努め、継続的に青少年健全育成活動を推進していく。
16	企画課	小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」づくりと活動の充実を支援します。(平成30年度で県補助がすべて終了、以後は各団体独自で予算を確保し、活動を継続。)				
17	生涯学習課	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。	市民スポーツ大会、レク・スポーツフェスティバル、PTAと連携した小学校でのアジャタ体験会などを開催した。	○	各事業の充実を図るとともに、既存の事業を融合させるなど、参加したいと思うメニューの提供が必要である。	各事業を検証しながら、参加者のニーズに応じたメニューを提供する。
18	秘書広報課	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。	コロナでの制限が解除され、姉妹都市への親善訪問、訪問団の受入れの相互交流を実施することができた。また、外国語講座や料理教室など地域住民と洲本市在住の外国人との交流の場を、対面で実施し交流を図ることができた。	◎	コロナ前後では社会情勢の変化が大いいため現状に合った事業の見直しが必要。	ハワイ島への親善訪問の実施、地域の子どもの対象としたイベントや外国語講座など若い世代に向けた交流事業を実施予定。
19	生涯学習課	魅力ある図書館づくりのため、多様化・高度化したニーズに対応した新鮮な書架の提供に努めるとともに、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど活動内容の充実を図ります。	おはなし会や各教室などの事業の実施することが出来、普段図書館を利用しない方にも来館してもらい、図書館を知ってもらう事ができた。 年間貸出者数 約 78,000人 年間貸出冊数 約 360,000冊 おはなし会参加者数 約 900人 各教室参加者数 約 950人	○	学校教育や他部署と協力しながら、子どもが図書館に足を運ぶ事業を行う事により、児童が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるような環境づくりを進めなければならない。	どんな図書が揃っているかを分かりやすくまとめた図書館便りを作成し、さらに読書意欲を高める工夫をしていく。前年度以上に絵本や児童書を充実させるだけでなく、利用しやすくするための環境づくりに努める。
20	生涯学習課	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。	各小学校に事業が認知され、コロナ禍による制限も緩和されたことから、これまで依頼のなかった中学校も含め、12校で支援活動を行うことができた。ボランティアの見守りや助言により、安心安全に授業や校外学習を行うことができ、なくてはならない存在になってきている。 ・支援実施校12校 支援回数139回	○	地域が主体的に学校運営に参画する体制を整備する必要がある。学校との連絡調整や様々な機関との連携を図る必要がある。	学校支援だよりを学校に配布し学校支援地域本部事業の内容について理解を深めてもらい、要望の増加に繋げていきたい。また同様に地域や住民の方にも事業内容について理解してもらい、協力の輪を広げていきたい。
④地域団体・グループ活動の促進						
21	生涯学習課	子ども会連絡協議会と連携し、活動の推進役である地域の子ども会の活性化のため、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。	・地域の子ども会の活性化を図るため、活動助成事業や備品貸与事業などの取り組みを進めた。 活動助成事業 7団体 備品貸与事業 2団体 ・学校の垣根を越え異年齢で団体活動行う「すもとっ子クラブ」や長年続「将棋・オセロ大会」「みんなで遊ぼう」「おりがみ飛行機フライトコンテスト」、全ての事業を行う事が出来た。 年間 7回開催 延べ参加者数 188名	○	育成者の担い手不足・少子化の中、地域の子ども会の活性化を図り、子ども達が地域社会に見守られながら育つことができる環境を再生していく必要がある。	地域の子ども会の活性化を図るため、支援事業を積極的に行う。また、簡単な遊びの伝授など、子ども会活動の助けとなることを期待して、市子連本部と各地区単位子ども会の連携の強化に努める。
22	生涯学習課	子どもたちが高齢者との交流を通じて地域の文化にふれ、地域の人々と豊かな関係を築きながら成長していくことができる環境づくりを推進します。	・様々な体験活動や講師、参加者等多様な人との交流を通じて、子ども達の豊かな情操や社会性、コミュニケーション能力を育むことができた ・複数回プログラムを導入し、興味のある分野を掘り下げて学ぶ場を創出した。 年間 12教室開催 延べ参加者数 856名	○	多様な人と関わりながら体験を積み重ねることが出来る機会を提供し、地域との関わり繋げていく必要がある。	様々な体験活動や講師、参加者等多様な人との交流を通じて、子どもの健全育成と地域活性化を目標とする。
23	生涯学習課	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。	洲本市スポーツ協会より少年少女スポーツクラブの活動費の一部を支援した。	○	特になし	継続して支援する。
24	生涯学習課	小学校区単位での地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。	市内スポーツクラブ21の会員が参加する「スポーツクラブ21交流大会」を開催した。	○	特になし	継続して開催する。
25	福祉課	地域に根ざした活動やボランティア活動などへの支援により、活動の活性化を図り、子どもの参加を促進します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	○	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動が行えるよう、引き続き周知と参加促進を行っていく。
(3)次代の親の育成						
26	学校教育課	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動(地域に生かす「トライやる・アクション」)において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。	トライやる・ウィークにおいて62名の中学生が市内のこども園、保育園、保育所、幼稚園で活動し、乳幼児との交流を行った。	◎		継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
(4) 食育の推進						
27 「食」に関する啓発活動の推進	健康増進課	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、保護者が子どもの食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。	健診や相談、個別支援の場を通じて保護者が今の子どもの食事のリズムと内容と量を見ることで、保護者が子どもにとって必要なリズムと内容と量がわかり、健康的な生活習慣につながる食行動がとれるように継続支援している。	○	乳児期においては頻回授乳になっていたが、こどもの成長発達に合った食事の形状でないため、食事の進みにくさにつながっている。また情報に左右されて子どもの生活習慣に意識が向きにくい。幼児期においては、親や家族の生活習慣の影響で健康的な生活習慣、食習慣がつきにくい。	保護者が子どもにとって必要な食のリズムや発達に合った内容と量がわかり、健康的な生活習慣につながる食行動がとれるように乳幼児健診、相談事業での支援と地域で支える環境づくりを行い、継続支援している。
28 食育活動の推進	健康増進課	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ、関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。	洲本市いずみ会と連携し、保育所、保育園、こども園、幼稚園児とその保護者、小学生や高校生に対し、食事バランスに意識を向ける媒体を配布したり、日本型食生活の調理実習や健康講話を実施し、自分の食事のリズムや内容や量に意識を向ける活動を行っている。また朝食の大切さ、伝承料理を使える活動を行っている。 乳幼児期24回(480人)、学齢期6回(114人)	○	会員の高齢化が進み、時代に合わせた新しい取り組みへの理解が得られにくい傾向がある。生活習慣病予防の観点での活動、食育推進活動を円滑に進め、いずみ会活動を継続していくためには新たな人材育成が必要である。	活動を継続していくために次世代を巻き込みながら活動内容を考え、対象者の反応を掴み、実態に合わせた活動を行い、健康的な生活習慣につながる行動がとれるように引き続き支援していく。
	子ども子育て課 学校教育課		・保育所では、1週間3色のバランスボードと給食の実物展示を行っている。 ・幼稚園では、月に2回学校給食を実施し、食育に取り組んでいる。	○	地元食材の積極的利用	継続して実施 幼稚園は給食を週2回実施に拡大する。
29 学校における継続的な食育実践の推進	学校教育課	食生活に配慮し、かつ、地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。	各校において校務分掌に位置づけ、食育全体計画・年間指導計画を作成し、養護教諭、栄養教諭を中心に推進を進めている。	○		継続して実施
30 学校給食を活用した食育の推進	学校教育課	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができる機会を提供します。さらに、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。	・手作り献立による栄養バランスのとれた学校給食の提供を実施し、地元食材を使用した「地産地消の日」を月2回実施している。 ・給食だよりに、食の大切さや基本的な食に関する情報などを掲載している。	○		継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり						
(1)子どもや母親の健康の確保						
①母子保健の充実						
31	妊婦出産包括支援事業(母子健康包括支援センター、産前産後サポート事業、産後ケア事業)	健康増進課 一人ひとりの妊産婦の不安や悩み・孤立に対応し、切れ目のない相談支援の充実を図ることで、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせる環境づくりを促進します。	母子健康包括支援センター：相談延べ457人、実290人。 産前産後サポート事業：実施回数36回(個別18回、集団18回(うち4回は土曜日開催))。参加者は395人(妊婦90人、産婦132人、乳児103人、幼児40人、夫・実母30人)。 産後ケア事業：実20人。通所型37日、宿泊型22日、訪問型0日。 妊娠中から家族を含めた相談支援を実施しており、予防的に関わっている。また、地域で安心して妊娠期～子育て期を過ごせるよう支援者間の連携強化に取り組んでいる。	○	島外出身の妊産婦や身近に頼れる人がいない家庭が増えている。また、地域や保護者同士の関係性が希薄化しており、孤立化のリスクが高まっていることから、地域の中でつながりがもてるような支援の工夫が必要。	継続して実施。 産後ケア事業をより利用しやすく、効果的な事業となるよう工夫していく。
32	母子保健手帳の交付 妊婦健康相談	健康増進課 妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には助産師又は保健師による個別相談を実施し、早期からのサポート体制づくりを行います。	46回実施。実206人、延べ208人。交付時には助産師や保健師と全数面談をしており、顔のみえる関係性をつくる機会としている。妊娠・出産・子育てに関する情報提供や、妊婦や保護者同士がつながれる場・相談できる場等について情報提供しており、健やかに妊娠期間を過ごせるよう支援している。	○		継続して実施。
33	乳幼児健康診査	健康増進課 3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に実施している健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。定期健診で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。	4か月児健診：12回、実198人(98.02%)、1歳6か月児健診：12回、実209人(95.9%)、3歳児健診：12回、実225人(95.3%)。保護者が、子どもの発達にわかり、今後、成長発達を促したり、健康的な生活習慣を子どもに身につけてために、どのようにしていくとよいかわかるように支援をしている。	○	子どもの発達の見方がわからず、子どもへの関わり方が分らない保護者が増えており、育児不安が増している傾向がある。健康診査で保護者が子どもの発達や関わり方がわかったり、確認できる環境の工夫が必要。	継続して実施
34	訪問指導(妊産婦・新生児)	健康増進課 妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。	妊婦：実4人、延べ6件。妊娠中から出産や育児に向けた心身の準備ができるよう支援している。産婦：実187人。産後の心身の回復や育児不安が軽減できるよう助言やサービスについての情報提供、利用調整等を行っている。 新生児：実191人。児の成長発達、今後の見通しについて確認できる機会となっており、保護者や家族の不安を軽減できるよう寄り添い、指導を行っている。	○	身近に相談できる人や頼れる人がおらず、子育て中の心身の負担が増していることから、適切なタイミングで家族調整や社会資源・サービスにつなぐ必要がある。	継続して実施
35	各種相談事業	健康増進課 妊婦(母子健康手帳交付時)、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。	妊婦相談は、母子手帳交付時に全例相談、実206人。妊婦相談では、妊婦の健康状態と共に、妊婦を取り巻く環境等についても把握する。心身共に健全な子どもの出産にむけて、妊娠中の健康管理等について正しい情報を提供し、母親の不安を支える。 7か月児相談：12回、実163人、10か月児相談：12回、実193人、すくすく子育て相談：12回、実45人(乳児35人、幼児10人)。保護者が、子どもの発達にわかり、今後、成長発達を促したり、健康的な生活習慣を子どもに身につけてために、どのようにしていくとよいかわかるように支援をしている。	○	子どもの発達の見方がわからず、子どもへの関わり方が分らない保護者が増えており、育児不安が増している傾向がある。保護者が子どもの発達や関わり方がわかったり、確認できる環境の工夫が必要。	継続して実施
36	こころの相談	健康増進課 親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。	実施回数1回。 相談につながった経過としては、母はもともと完璧主義で人の顔をうかがう性格の方で、3人育児や夫の暴言や態度に不満を感じていたが我慢をしていた。ストレスや疲労から突発性難聴を繰り返し発症。自分のしんどさが何なのかを整理し対処方法について考える機会としてこころの相談を利用。	○	母子健診の場で、生活での困り感や子育てへの不安などの相談がある。また、母子手帳の交付の際に、メンタル既往のある妊婦が増えている。必要な方に適切なタイミングでこころの相談につないでいく必要がある。	継続して実施
37	発達支援相談	健康増進課 専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。	実施回数59回。実人数73名、延べ人数136名(検査73名、結果返し61人、心理相談2人)。幼児健診や5歳児巡回相談、保護者や保育園からの電話連絡より、検査・相談に繋がっている。検査・相談を通して、保護者が児の発達に意識を向け、児の発達や関わり方が分かり、療育利用や就学に向けた支援について考える機会となっている。	○	母子健診等から発達検査の対象となるが、保護者の同意が得られず、検査に繋がらないケースや、検査を受けるだけで療育や教育相談など次の支援に繋がらないケースもある。保護者が子どもに必要な支援を選択できるような支援者の関わりが必要。	継続して実施
38	保育所等における発達支援 巡回相談	健康増進課 保護者が子どもの発達に意識を向け、安心して子どもの就学を迎えることができるように、適切な支援を受けられる体制づくりを行います。	10～12月に5歳児発達支援巡回相談を実施。対象児237人、要就学支援児64人(27.0%)。巡回相談後、保健師、各園より、保護者が子どもの発達にわかり、就学に向けて必要な支援が考えられるように、支援を実施。保護者は、就学に向けて、子どもの発達に意識を向け、確認し、就学に向けて必要な支援を選択していく機会になっている。	○		継続して実施
39	遊びの教室(ぼんたランド)	健康増進課 就園までの言語・社会性の発達に遅れのみられる子どもと保護者に対し、親の悩み・不安に共感し、子どもの持つ特徴を理解・受容し、成長を喜び合える支援を行いながら、育児力を育みます。	10回実施。実人数8人、延べ人数18人。対象は就園までの言語・社会性の発達に遅れのある親子。遊びを通じて保護者と一緒に子どもの発達状況や子育てのしづらさを共有し、保護者の思いに寄り添いながら保護者がこどもの特性に気づいていく過程を支援している。	△	参加者は子育てのしづらさを解決する方法を発達と合わせて確認することで集団の場を利用したり家での関わりが分かり児の発達が伸びていた。しかし参加者は少ない。	教室はR6年度は終了。 地域との連携を強化し健康課題が解決できるか評価していく。
40	予防接種事業	健康増進課 子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。	ロタ473人、ヒブ805人、小児用肺炎球菌801人、B型肝炎598人、4種混合846人、BCG198人、麻しん風しん混合1期199人、2期240人、水痘386人、日本脳炎1期691人、日本脳炎2期428人、ジフテリア破傷風274人、子宮頸がん予防406人(すべて延べ人数)	○	予防接種のタイミングを忘れてしまう保護者もいるため、接種可能期間内に打つよう勧奨が必要。	継続して実施
41	乳幼児期の事故予防	健康増進課 乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通して、事故防止についての啓発を推進します。	新生児訪問と10か月児相談時にパンフレット配布。また、保護者の意識が向くよう各健診の問診票に質問項目を設けている。支援が必要なケースに関しては家庭訪問等実施し個別に対応している。	○	子どもの発達や子どもとの関わり方がわからない保護者が増えている。	継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
42 乳幼児医療費の助成	保険医療課	小学校就学前(6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児が健康保険による診療を受けた時の医療費の自己負担分を助成します。所得制限がありますが、0歳児にはありません。	助成件数 31,672 件 助成額 69,503,105円	○	安定的に制度を継続するための財源確保	継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
(2)小児医療等の充実						
①小児医療の充実						
43	洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	健康増進課 休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。	・深夜の小児救急電話センターを設置し、毎日22時～翌朝6時は電話によるトリアージを行い、必要時担当医療機関に紹介している。 ・休日・祝日9時～11時30分、13時～16時30分は応急診療所で小児科医による診察を行っている。	○	島内の小児科医が少なく、島外からの小児科医に頼っている現状がある。淡路圏域の小児救急一次救急体制を維持するため、持続可能な体制を検討していく必要がある。	・小児科医の確保 ・持続可能な体制の検討
②不妊に対する助成						
44	特定不妊治療費助成事業	健康増進課 高額な医療費が必要となる特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的負担に対して支援します。	令和5年度より保険適応となる。			先進医療費及び先進医療の治療にかかる通院交通費の助成が開始となる。
45	不妊に関する相談事業	健康増進課 妊娠を希望する夫婦に対し相談事業を行い、不妊に関する不安や悩み等の軽減に努めます。	不妊に関する相談:5件 不妊ペア検査費助成を令和5年度は3組が利用。 問い合わせがあった対象者へは、受検可能な近隣施設や検査内容の案内を行っている。	○	ペア検査に関しては検査～申請の期間が30日と短い制限がある。周知方法の検討が必要。(申請者から情報収集の手段を聴取するなど)	継続して実施
③不育症に対する支援						
46	不育症治療費助成事業	健康増進課 2回以上流産や死産を繰り返す「不育症」の治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的負担に対して支援します。	助成申請:0件 問い合わせ:1件 検査に要した費用の10分の7、治療に要した費用の2分の1を助成 ※医療保険が適応されない指定検査、指定治療に限る	○	市内の不育症診断者の実態把握 母子手帳交付時に流産産歴は聴取し確認している	継続して実施
(3)子育てに配慮した地域環境の整備						
①安心して外出できる環境の整備						
47	公共施設等の整備	子ども子育て課 公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。	・由良保育所フェンス取替工事 ・中川原保育所トイレ修繕工事 ・保育所空調機器入替工事(烏飼・堺) ・旧大野幼稚園トイレ等改修工事	○	既存施設における環境の整備	引き続き施設整備を推進
48	道路の整備	建設課 子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。	・通学路交通安全プログラムに基づき6校の小学校を対象に通学路の安全点検を実施。 ・指摘のあった要対策箇所17箇所全てについて対策を実施。	○		通学路を含む交通安全点検を実施する。
49	公共交通網の利便性強化	企画課 公共交通機関との協力・連携によって、公共交通網の充実、安全性とサービスの向上を図り、利便性を強化します。	淡路島全域を計画区域とする「淡路島地域公共交通網形成計画」を見直し、新たに「淡路島地域公共交通計画」を策定	◎	淡路島3市で進めているため、調整に時間を要する。	淡路島地域高公共交通計画の推進
②子どもの遊び場の整備・充実						
50	公園緑地の整備	都市計画課 緑化や児童遊具の整備・充実や、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。	・所管課において年1回以上の遊具の定期点検を実施 ・公設市場跡地を多目的広場として有効活用	○	市内に分散する小規模な既存広場の管理・活用	地域住民を交え適正な維持管理を行うと共に、公園の長寿命化の推進を図る
51	自然と親しめる場の確保	都市計画課 緑や親水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。	風致地区条例に係る申請(4件)	○	風致地区・国立公園などの自然的景観を背景にしたレクリエーション拠点としての活用	風致公園となっている大浜公園などの活用
52	良好な景観づくり	都市計画課 うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を生かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。	・風致地区条例に係る申請(4件) ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(8件)	○	各種規制・制度の周知	現状の制度を活用しつつ良好な景観の形成を図る
③子育てに快適な住環境づくり						
53	市営住宅等の整備	都市計画課 周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、既存ストックの活用等にあたって、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ、高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を維持するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。	市営住宅下内膳団地ストック改善工事、市営住宅点の郷団地ストック改善工事実施	◎	既存ストックの改修時における環境への配慮と、多様なニーズへの対応を検討する。	既存ストックの活用について、配慮する
54	宅地開発の誘導	都市計画課 民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。	・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(8件)	○	各種規制・制度の周知	法律・条例に基づき、適正な開発の誘導に努める
55	住環境の整備	下水道課 引き続き、快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進め、住環境の整備・充実を図ります。	ストックマネジメント計画に基づき、下水道最終処理場(洲本環境センター)の長寿命化工事を実施。	◎	施設の老朽化。	重要設備から順次、老朽化機器を更新。

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
56 シックハウス対策	都市計画課	市営住宅をはじめ、園舎や校舎などの子どもを取り巻く建築物について、適正な環境調査を実施するとともに、市民に対してシックハウス症候群 に関する意識啓発を行い、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進します。	(関係施設実施事例なし)	○	制度の周知 指摘	建築物環境衛生管理基準に基づき、調査の実施に努める。
(4)ひとり親家庭等の自立支援の推進						
①ひとり親家庭等への支援の充実						
57 ひとり親家庭への相談事業	子ども子育て課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。	・主な連携件数 警察 24件、教育委員会(学校) 6件、保健師 20件、社協 11件 裁判所 2件、女性センター 2件、弁護士 1件、施設 1件、他市 7件、他課 8件、他機関 9件、年金事務所・不動産会社 2件、 婦人寮 1件	◎	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。
58 ひとり親家庭への経済的支援	子ども子育て課	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。	母子父子自立相談員1名を配置し、各種制度の周知、説明を行い、総合的な支援を行った。	◎	より幅広い周知	引き続き総合的な支援に努めます。
59 ひとり親家庭への生活支援事業	子ども子育て課	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭援護サービスの実施を検討します。	・令和5年度母子生活支援施設への新規入所 1世帯 ・前年度からの継続入所 1世帯 (入所者に対しては直接施設に赴き面談を実施)	◎		引き続き対応を行います。
60 ひとり親家庭への就業支援	子ども子育て課	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策、母子父子寡婦福祉資金の貸付等に取り組み、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。	・自立支援教育訓練給付金 0件 ・高等職業訓練促進給付金 2件 ・母子・父子福祉資金貸付 6件	◎	より幅広い周知	引き続き事業の推進を図ります。
61 家庭生活支援員の派遣(婦人共働会委託事業)	子ども子育て課	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て短期支援事業 0件	◎	関係機関との連携を図り、ニーズを的確に把握する必要がある。	引き続き支援につなげて行きます。
(5)障害児施策の充実						
①障害のある子どもとその家庭への支援						
62 障害児保育	子ども子育て課	障害のある子どもも障害のない子どもとの交流を深めることができるよう、障害のある子どもに適した保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。	保育所等での集団保育を通じ、心身に障害のある児童の健全な育成と社会性の発達を促進するとともに、健常児等の相互理解を深める。	○	障害児保育に関する知識の取得や受入体制の整備。	引き続き関係機関と連携を図りながら障害児保育についての受入体制の整備を図る。
63 障害児保育・特別支援教育の充実	子ども子育て課	保育所、幼稚園、認定こども園及び学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図ります。	保育所等において、受け入れる障害のある子どもの障害の程度に応じた保育士の加配を適切に行うとともに、研修を受講することにより知識・スキル等の習得に努めている。	○	障害児保育に関する知識の取得や受入体制の整備。	引き続き関係機関と連携を図りながら障害児保育についての受入体制の整備を図る。
64 育成医療	福祉課	身体に障害のある子ども、又は支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。	18歳未満を対象とした育成医療について、令和4年度の給付決定の状況は次のとおり。 ・給付件数 0件	○	特になし	法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、身体障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
65 養育医療	保険医療課	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。	助成件数 18件 助成額 1,944,687円	○	安定的に制度を継続するための財源確保	継続して実施
66 福祉手当等の支給	福祉課	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児童福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。	各種手当の対象となりうる方が的確に受給できるよう、障害者手帳の交付時等に市窓口で制度の説明を行っている。 また、市ホームページにおいても、主要福祉施策について掲載し、周知を図っている。 なお、各種手当の受給状況は次のとおり(令和5年度中) ・障害児福祉手当 24人	○	利用者にとっては、対象要件、判定方法等が複雑でわかりづらい。また、精神障害については、主治医がおらず記載が難しい場合もある。	各種制度の周知徹底を図り、対象となり得る方が支援を受けられるように努めていく。
67 発達障害児を持つ親の会(マーチの会)	健康増進課	保護者同士の交流・情報交換を通して子どもの特性を理解し見通しをもつことで、子育てに自信が持てるよう支援します。	実施回数7回。実人数12人、延べ人数51人。保護者同士の交流・情報交換を通して、子どもの特徴を理解し、子育てに自信がもてるように支援している。	○	新規の参加者が少なかった時期があり、子どもの年齢に差があり、悩みや不安を共有しづらい。	継続して実施
68 障害児支援の提供体制の整備等	福祉課	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の専門的な支援の確保に努め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で受けられる体制を整えます。	淡路障害者自立支援協議会や、つむぐネットワーク会議などを協議の場として活用し、障害児への支援につなげている。また、児童福祉サービス利用者192名(令和6年3月末時点)の全てに対して、障害児相談支援のサービスを提供し、円滑な児童相談支援を実施した。	○	効果的な支援を継続して提供するために、支援者の確保とその専門性の向上が求められる。	全てのサービス利用者に障害児相談支援が提供できたことから、引き続き障害児相談支援の質的向上に努めていく。
(6)経済的支援の充実						

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
69 児童手当の支給	子ども子育て課	中学校修了までの子どもに、児童手当を支給します。	延べ児童数 43,711名 支給額 482,365,000円	◎		10月より対象者を高校修了までに拡大します。
70 教育費の支給	学校教育課	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。	小学校199名、中学校111名に対し援助を行った。年度途中の申請についても随時受付、認定作業を行い家庭状況の急な変化にも対応できるよう配慮している。	◎		継続して実施
71 出産祝金支給事業	子ども子育て課	子を産出し養育されている保護者にお祝い金を支給します。	出産祝金 R5年度～【所管課 子ども子育て課】20-15-10(子育てにやさしいまちづくり事業費) ※R5年度出産祝金支給状況 ・祝金の額 第1子 3万円、第2子 5万円、第3子 10万円、第4子 20万円、第5子以降30万円 ・総支給 207件(総支給額11,940,000円) ・第1子支給 93件(支給額 2,790,000円)・第2子支給 73件(支給額 3,650,000円) ・第3子支給 30件(支給額 3,000,000円)・第4子支給 8件(支給額 1,600,000円) ・第5子支給 3件(支給額 900,000円)	◎	特になし	継続
(7)外国につながる子どもへの支援						
72 子ども多文化共生サポーター	学校教育課	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣し、支援を行います。	市内でサポーターを配置する外国籍の児童・生徒はいなかった。			対象の児童、生徒が在籍する状況になれば、申請し配置する。

計画内容			令和5年度			令和6年度	
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性	
基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり							
(1)子育て支援ネットワークづくり							
①地域の子育て支援の活動拠点づくり							
73	活動施設・拠点の確保	子ども子育て課 生涯学習課	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。	公民館を有効活用し、感染予防対策を講じながら、子育てに関わる活動の充実を図った。	△	公民館等施設の老朽化に伴い改修が必要になってきている。	地域子育ての拠点となるように、利用者が集いやすい環境づくりに努めたい。
②地域の子育て支援のネットワークづくり							
74	親子ふれあい体験教室	生涯学習課	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、男性の子育て参画意識の向上にも努めます。	子育て中の親の育児不安や親子の孤立を 방지、安心して子育てができるよう、気軽に悩みを相談したり、リフレッシュしたりする場として利用してもらえることができた。 年間 66回実施 延べ参加者数 7,313人(1,966組)	○	行事を行う目的や体験してもらいたい事の見直しを行い、父親の育児参加など利用者のニーズに沿った内容の活動を考えなければならない。	男性の子育てへの参画の促進、母親の子育てに対する孤立や不安の解消の場として、参加しやすい環境作りと政策面からの更なる支援を行う。
75	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	福祉課	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ること、より地域に根ざした子育て支援を実施します。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行っている。五色地区においては各保育園長並びにわたぼうし施設長との懇談会を設け、各地域の実情を把握するとともに、各園との連携強化を行うことができた。 (山崎委員よりご意見)学校との連携について記載はないが、学校にもよるが、鳥飼小学校では民生委員との懇談会を年1~2回開催している。民生委員から感謝されている。評価に考慮していただけたら◎かも。	○	特になし	引き続き、民生委員・児童委員の活動の周知を図る。
76	洲本市すこやか子育て連絡会の連携強化	生涯学習課	「洲本市すこやか子育て連絡会」を構成する関係機関・団体同士で積極的な情報交換を行うなど、連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。	年2回子育て連絡会を開催し、実施に係る課題等積極的な情報交換により連携を強化した。	△	行政関係団体以外の外部機関との連携が図りにくい。	さらに連携を強化を図り子育て支援サービスの充実を図る。
77	未就園児とその保護者への交流の機会づくり	子ども子育て課 生涯学習課	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、園庭・園舎の開放や親子登園、にこにこひろばなどを通じて、相談や交流機会の提供を行います。	未就園児とその保護者に対して、相談や交流の場、自由に遊べる場の提供を行った。特に平日自由に遊ぶ事が出来る「にこにこひろば」は年間延べ3,824組9,132人の利用があった。	○	少子化や母親の職場復帰、保育所・幼稚園への早期入園の増加により、参加者が減少傾向にある。	引き続き、未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行う。
③相談体制の充実							
78	保育所相談事業	子ども子育て課	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所や認定こども園が利用できるように、保育士等による相談を行います。	日常的な保育を通じて保護者に対し積極的なコミュニケーションを図るとともに、園庭開放等の機会を利用した未就園児の保護者の相談を実施。	○	さらなる周知	継続して実施
79	悩み相談	健康増進課 生涯学習課	子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面談や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて適切な相談ができるよう、関係機関との連携を図ります。	洲本子育て学習センターと五色すこやか子育てセンターに毎月各1回ずつ、健康増進課から保健師・助産師が訪問し子育て相談を実施している。授乳や食事(離乳食)、子どもの発達や対応の仕方など、普段の生活の中での心配や疑問について相談があり、助言したり必要な支援やサポート機関につなげている。	○		引き続き、関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
80	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	福祉課	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行っている。	○	特になし	見守り活動を通じての関係性を構築するとともに、引き続き民生委員・児童委員の活動の周知を図る。
81	家庭児童相談室	子ども子育て課	家庭児童相談室において、子どもや子育てに関する様々な相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上を図ります。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭支援員(家庭児童相談員)1名、虐待防止相談員1名による相談214件	◎	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。
82	教育相談	学校教育課	青少年センター・教育センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。	・教育委員会を相談窓口として設置している。 ・学校や青少年センターにスクールカウンセラーを配置している。 ・すもと教育相談を教育センターにおいて実施している。	◎	さらなる周知をする	継続して実施
83	子育てに関する相談体制の整備	子ども子育て課 学校教育課	子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	・子ども子育て課において、家庭児童相談員、虐待防止相談員、母子・父子自立支援員、婦人相談員、保健師を配置。 子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	◎	保護者への教育相談の周知と、相談体制をすすめていく	こども家庭センターを設置し、関係機関と連携し、相談体制を強化する
④情報提供の充実							
84	子育て情報提供体制の整備・強化	子ども子育て課	関係機関とのネットワーク化を図り、子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、広報だけでなく、子育てハンドブックの発行、インターネット・SNS等各種メディアの活用など、積極的な情報発信と幅広い周知に取り組みます。	広報掲載、子育てハンドブックの配付、Facebook「なのはくらぶ」での情報発信をし、子育て世代に必要な情報を広く提供した。「なのは」の着ぐるみ、お絵かき等を制作し「なのはくらぶ」のPRに努めている。	◎	より幅広い周知	引き続き情報提供するとともに、「なのはくらぶ」のさらなる周知を図ります。
85	子育て情報誌の拡充	子ども子育て課	地域の自主育児サークルと育児支援関係機関が作成した子育て情報誌をさらに充実させるとともに、より身近で効果的な場所への設置・配布を図ります。	子育て情報誌の市への設置は実施されていないが、子育てハンドブックにおいて、自主育児サークルの情報掲載及び情報の更新を継続している。	○		子育てハンドブックを更新し、電子化されたものをHPに掲載するとともに、紙媒体の子育てハンドブックは、子育て世代の目にとまりやすい場所等に設置していく。

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
(2)家庭や地域の教育力の向上						
①家庭の教育力の向上						
86 家庭教育力の育成	学校教育課	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。	・各小中学校において手引き等を配布している。 ・PTAと連携した講演会等の実施している。 ・学校だよりや学級通信、あんしんネットを通じて情報提供している。	○		継続して実施
②子育て支援の人材づくり						
87 育児ボランティア、地域活動ボランティア及びリーダーの育成	福祉課	育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。特に子育てを終えた人、高齢者などの知識や経験を積極的に活用します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	○	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進
88 子育てサポーターの育成	子ども子育て課	子育てサポーターを育成し、子育てサポーターを中心としたネットワークの構築をめざし、地域での子育て支援の推進を図ります。	子育てネットワークを介して、子育てサポーターの周知を行ったが、具体的な育成研修までは開催できていない。	△	子育てサポーターを育成するため、研修会等の開催を行う必要がある。	子育てサポーターの育成に取り組めます。
③社会全体の子育て意識の醸成						
89 子ども・子育て支援事業計画の周知	子ども子育て課	市民に対して「子ども・子育て支援事業計画」を周知させることで、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	市HPにおいて、子ども・子育て会議の内容を公表するとともに、子ども・子育て支援事業計画の「概要版」を作成し、公共機関等に設置。	△	子ども・子育て会議の内容公開については滞りなく実施。概要版の周知は未取組。	
④学校教育の充実と相談体制の整備						
90 自然学校	学校教育課	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中での集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、主体性と協働性を培うことをめざし、学習内容の充実を図ります。	・市内小学5年生が「自然学校」を実施 ・4泊5日の実施で従来の形に戻り、非日常的な体験を通して、連帯感、責任感を学ぶ事業となった。	◎		令和5年度も4泊5日の体験活動を行う。
91 トライやる・ウィーク	学校教育課	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みまます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。	・全中学校で実施している。 ・5日間の実施 ・生徒は働くことの意義や達成感を味わう事業となった。	◎		5日間実施する。
92 トライやる・アクション	学校教育課	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。	・中学校で特色ある取組を実施している。	◎		全中学校で実施する。
93 道徳教育の充実	学校教育課	ボランティア活動や福祉体験活動、兵庫型「体験活動」等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の自尊感情を育み、他者への思いやりや一人ひとりの道徳性を育てます。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。 ・兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性を生かした、兵庫県版副読本「こころはばたく」「心きらめく」「心ときめく」「心かがやく」を使用した。	◎		継続して実施
94 人権教育の充実	学校教育課	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取組を推進します。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、特別の教科道徳を要し、日常生活を通して指導を行う。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用している。	◎		継続して実施
95 教育環境の整備	学校教育課	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。	・安全で快適に学び安心して過ごすことができるよう、学校施設の維持管理と営繕を順次進めている。 ・トイレの洋式化に順次取り組む。	◎		継続して実施
96 開かれた学校づくりの推進	学校教育課	オープンスクールを実施し、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。さらに学校評価や学校評議員制度により、学校に対する意見等を聴きながら、開かれた学校づくりを推進します。	・全小・中学校で実施している。 ・学校運営協議会を令和8年度に全校導入するため、研修を進めた。 ・学校運営協議会モデル事業をR5年度から始められるよう進めた。	◎		・モデル事業を5校で実施
97 特色ある学校づくりの推進	学校教育課	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習等を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。	・環境体験事業やふるさと学習等を通して地域人材、地域資源を生かした学習活動を行った。 また、特別活動・キャリア教育の実践の中で各校が特色ある取組を推進している。	◎	時間の確保	継続して実施
98 子どもの相談体制の充実	学校教育課	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。	・スクールカウンセラーによる相談体制整備している。 ・学校では、定期的に教員が児童生徒と教育相談・面談の機会を設けている。	◎		継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度	
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性	
99	特別支援教育	学校教育課	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。	・インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修をしている。 ・通常の学級に在籍する子どもたちを含む特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を目指したきめ細かく適切な教育的支援を行った。	◎	支援の必要な児童・生徒の率が年々増えており、担任1人では十分な支援ができない状況が深刻化している。園保、小中学校、福祉、医療等の関係機関との連携を強化し、支援体制をより強固にしていこう。	継続して実施
100	適応指導教室	学校教育課	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。	・適応教室の設置(洲本地区・五色地区の2ヶ所)している。 ・カウンセラーの配置を行っている。	◎	・入級児童生徒が増加する中での、適応教室、学校、家庭の連携強化 ・五色適応教室の場所の確保	継続して実施
101	教職員の資質の向上	学校教育課	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組み、個性を尊重した指導や様々な課題に対応できる力の向上につながる体制づくりを図ります。	・校内研修を実施している。 ・市教委によるGIGAスクール構想に係る学校訪問研修を実施している。 ・教育センターにおいて教職員研修を実施し、延べ357人が参加した。	◎		・GIGAスクール構想に係る研修の継続
102	安全な教育環境づくり	学校教育課	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。	・校内研修を実施した。 ・避難訓練や防犯訓練など計画的に実施することができた。	○	学校安全に関する危機意識の向上	学校安全計画の見直しと研修
⑤思春期保健対策の充実							
103	喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育課	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。	・各小・中学校において実施した。 ・薬物乱用防止教室を実施することができた。	◎		継続して実施
104	心の問題に対する支援	学校教育課	学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、小・中学校において「子どものこころの教育プログラム」を試行実施します。さらに、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関との連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。	・スクールカウンセラーを配置している。	◎		継続して実施
(3)児童虐待防止対策の充実							
①子どもの人権を尊重する社会づくり							
105	人権教育の推進	学校教育課	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、特別の教科道徳を要に、日常生活を通して指導を行う。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用した。	○		継続して実施
106	児童の権利に関する条約等の普及・啓発	市民協働課	子どもを人格もった一人の人間として捉え、子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」で守られる生きる権利等と、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い普及と啓発に向けた取組を推進します。	児童の人権も含めたあらゆる人権が尊重されるよう、市民人権講座を4回開催しました。市内中学校児童生徒へ人権作文・標語を募集し、12月に開催された「人権を考えるつどい」に、人権作文の表彰と代表者による入選作品の朗読を行いました。(応募数:人権作文127点・標語144件。)	○	学校、保育園、PTA、家庭等へ子どもの権利がより尊重されるための効果的な普及活動に努めることが必要であるとともに、市民の方へも継続して粘り強く普及に努める必要があります。	洲本市人権教育研究協議会、学校、保育園、社会福祉団体等と連携して児童の人権が尊重されるよう、工夫しながら推進します。
②児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実							
107	児童虐待防止の啓発	子ども子育て課	親が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。	関係機関と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュ等の啓発物品による広報・啓発を実施した。	◎	より幅広い周知	引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組みます。
108	児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	子ども子育て課	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。	関係機関における事業等を通じ、早期発見に努めた。	◎	一層の関係機関との連携が重要	引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組みます。
109	児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子ども子育て課	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。	・主な連携件数(家庭児童相談室関係) 子ども家庭センター 17件、福祉事務所 3件、保健センター 1件、保育所等 19件、警察等 15件、学校等20件、家族・親族 4件	◎	ますます複雑化する児童虐待に対応するため、更なるネットワークづくりの推進が必要	更なるネットワークづくりの推進を図ります。
110	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	子ども子育て課	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催)	・代表者会議 7月20日(書面開催) ・実務者会議 5月17日、9月1日、12月20日、3月4日 ・ケース会議 22回	◎	代表者会議の開催時期の検討	代表者会議年1回 実務者会議年4回 ケース会議 必要に応じて開催します。
111	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	子ども子育て課	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。	研修会等参加 年4回	◎		引き続き、子ども家庭センターや関係機関と連携し、児童虐待の防止と要支援児童等を支援します。

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
112 要保護児童の養育支援	子ども子育て課	様々な理由により保護が必要であったり、養育が困難であったりする子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設等への入所や里親委託などによる健全な養育を支援します。	・必要に応じて要保護児童対策協議会ケース会議を開催し、早期発見、早期対応に努めた。 ・一時保護されていた児童の家庭復帰後の支援について関係機関で協議、方向性の役割分担を行った。	◎	家庭や地域との連携	継続して実施
(4)子どもの安全・安心の確保						
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
113 交通環境の整備	学校教育課	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。	・通学路安全推進協議会委員による危険箇所対応。通学路安全点検の実施している。 ・各校で交通安全教室を実施した。 ・職員、地域の人と登下校指導や見守りを行っている。	◎	ドライバーの運転マナー向上が課題となっている。警察との連携がさらに必要。	継続して実施
114 交通安全教育の推進	消防防災課	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。	・幼児…14か所、実施回数105回、延べ参加人数5,323人 ・小学生…12校、実施回数12回、延べ参加人数1,128人 ・中学生…4校、実施回数4回、延べ参加人数279人	○	保護者等も含めた家庭、地域などへの知識の普及が必要。	現行計画の取り組みの継続。
115 交通安全意識の高揚	消防防災課	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。	交通安全協会、警察などの関係団体や、町内会、学校などの地域団体と連携協力し、市民の交通安全意識の高揚に努めている。具体には四季の交通安全(事故防止)運動、広報紙やCATV等を活用した広報活動、横断幕やのぼり旗等の設置など。	○	家庭、地域などへの安全交通意識に対する不断の醸成が必要。	現行計画の取り組みの継続。
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進						
116 地域環境の整備	子ども子育て課	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。	・洲本市子育てネットワーク推進協議会の取組 横断幕、懸垂幕の掲揚、市内行事等においてポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発、子育て情報冊子の提供	◎	より幅広い周知	継続して実施
117 防犯活動の推進	学校教育課	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「こどもを守る110番の家・店」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。	・学校、地域、関係機関が連携した取組を実施した。 ・登下校見守り、街頭補導等を実施している。	○		継続して実施
118 被害にあった子どもの保護	学校教育課	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。	・関係機関との連携体制の構築を図っている。 ・スクールカウンセラーを配置している。	○		継続して実施
③子どもを災害から守るための活動の推進						
119 防災教育の推進	子ども子育て課 学校教育課	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。	・各施設において、様々な状況を想定した避難訓練を実施	○	地域との連携	継続して実施
120 地域における防災活動の促進	消防防災課	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織の普及・啓発と組織の強化を図ります。	・令和5年11月5日、上物部地区において洲本市防災訓練を実施。 ・市内各地域で防災学習会を実施。(18回実施、491人が参加) ・小中学校18校を訪問し、災害対応マニュアル等を含めた学校での防災教育を支援。	○	多くの子供に防災意識を高めてもらい、それを家庭内に波及させ、以て地域の防災力を向上させる。そのアプローチをどのようにするかが課題。	学校外においては、引き続き地域での自主防災組織の活動を支援し、学校内においては、防災教育を後方支援することにより防災意識の発芽、高揚を促す。また、それ以外にも、どのようにアプローチしていけば有効であるか検討する。
④子どもを取り巻く有害環境対策						
121 健全な環境づくりの促進	学校教育課	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、レンタルビデオ店、インターネットカフェ、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。	・教護委員会により、児童生徒の健全育成について、関係機関と協議を行っている。 ・各校における生徒指導の充実を図っている。	○		継続して実施

計画内容			令和5年度			令和6年度
基本目標・施策の展開・主な取組・主な事業項目	所管課	取組内容等	実施状況	評価 (マーク)	課題	令和6年度の方向性
基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり						
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し						
① 男性の家事・育児参加の促進						
122 男女共同参画意識の普及	市民協働課	国が推進する働き方改革の効果によって空いた時間に、男性も家庭生活において協力して担うことで固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、セミナーや講演会以外にも様々な啓発を通じてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	第4次洲本市男女共同参画プランの中で推進しているワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てと仕事を両立できる環境づくりを目指し、各種セミナーや相談会等を実施しました。また、男女共同参画幹事会と推進委員会を開催し、その中で庁内各課の取組状況について報告し、幅広く意見交換をしました。	○	固定的な性別役割分担を見直すため、より一層、仕事と家庭・地域での活動の調和が取れた生活(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ることが課題です。	令和5年度における関係課の取組状況を踏まえ、今後更なる推進に向けた取り組みについて、推進委員会等で協議していきます。
② 職場環境の整備						
123 育児休業制度等諸制度の普及・啓発	商工観光課	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	○	情報の普及と社会全体における意識の成熟化	国等において、男性の育休取得の環境整備が進められているが、現実として、個々に意識し行動を起こすところまで到達できていないので、今後も啓発を継続し、意識付けを促していく。
124 労働条件の改善の啓発	商工観光課	子育て家庭が就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム制、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	○	情報の普及と社会全体における意識の成熟化	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発が必要であり、広報・HP等を活用して広く周知する。
125 職場における意識改革の推進	商工観光課	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	○	情報の普及と社会全体における意識の成熟化	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発が必要であり、広報・HP等を活用して広く周知する。
③ 就業や再就職支援の充実						
126 就業情報の提供・相談	商工観光課	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	○	普及方法の検討	必要な人に必要な情報が届くように、より周知啓発に努める。
127 女性の職業能力の開発に向けた支援	商工観光課	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。	支援制度などのPRチラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	○	情報を必要とする対象者との関わりが希薄である。	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。